

■解説の補足，追記，改善等

刷数	頁	場所	変更前	変更後
2	77	1-15-10 2-3 行目	それぞれの権利の行使の意思と権利行使の事実とが…	その財産権につき自己のためにする意思と平穏かつ公然な権利行使の事実とが…
2	82	最終行	…された，または，相手方が…	…された，強制執行等の事由が終了した，または，相手方が…
2	86	2-3 行目	…求めた場合には，債権者による回答がなければ，回答期間の満了時…	…求めた場合に，債務者による回答があるまでは債権者としては訴訟等の手続きをとることが期待できないので，回答期間の満了日…
1	97	1-18-4 9 行目	…されるべきである。	…されるべきである（☞1-18-8）。
2	130	2-7-14 4-5 行目	C の債権者 D が C に代位して甲地及び乙地について C が相続による共有登記をした上で，	C の債権者 D が債権者代位権に基づいて，甲地及び乙地について相続を原因とする C 名義の共有登記をした上で，
2	131	2-7-15 2-3 行目	C の債権者 D が C に代位して C が甲地について相続を原因とする共有登記をした上で，	C の債権者 D が債権者代位権に基づいて，甲地について相続を原因とする C 名義の共有登記をした上で，
2	143	2-11-5 4-5 行目	B の地上権に…消滅してしまう。	B 所有の建物に C のために抵当権を設定し，その効力が地上権に及ぶ場合，地上権が消滅すると，C は地上権を建物とともに競売できないことになってしまう。
2	143	2-11-5 6-8 行目	C は地上権の…取得できることになる。	C は，建物の抵当権を実行して，建物とともに地上権を競売し，買受人が建物とともに地上権を取得することができる。
1	158	2-13-2 最終行に追記	なお，所有権の処分権限を所有権の内容（206 条の「処分」）と解するのが通説であるが，債権の処分は債権の内容として説明できない。そのため，債権にも所有権を認めるかが議論されたが，近時は権利の帰属者にその権利の処分権を認める帰属関係説が提唱されている。	
2	211	3-4-2 ③2 行目	…し，D が…事例	…したが，いまだ C から D への庭石の引渡しが行われていない事例
2	211	3-4-2 ④2 行目	D が搬出した事例	C が庭石を D に引き渡した事例
2	213	3-4-7 4 行目	義務を認め	義務を負うことを認め
1	264	3-15-8 5 行目	代金完済しない	代金を完済しない
2	301	4-3-20 5 行目	第三者	表見受領権者
2	301	4-3-20 6 行目	第三者に請求権	表見受領権者に損害賠償請求権等
1	303	4-4-6 下から 2 行目	…消滅以前に…	…消滅（注・時効完成だけで良い）以前に…
2	306	2 行目	抗弁権の対抗を受ける	抗弁権の認められる

3	307	4-4-22 9-10 行目	現在では、相殺ができるので…場合には、…	相殺ができるので…場合には、現在では、…
2	310	2 行目	更改の当事者の合意で	債権者は更改契約により
2	321	4-8-2 最終行	民法改正の課題とされた。	改正の課題とされていた。
2	337	4-10-2 4 行目	415 条 1 項	415 条 1 項但書
2	354	4-9 行目	1 人の債権者について…しなければならぬ」(同後段)。	相殺(434 条の準用)と混同(435 条の準用)は、428 条による準用により絶対効が認められる。それ以外は、1 人の債権者について生じた事由は相対効の原則が適用される(435 条の 2 の準用)。更改と免除については、連帯債権ではその債権者に「分与されるべき利益に係る部分」の限度で絶対効が認められているが(433 条)、不可分債権では給付が不可分なので、相対効とされている(429 条)。この結果、「他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができ」、他の債権者に分与されるべき利益は債務者に償還することになる。
2	356	4-15-5 3 行目	満足事由	満足事由及び更改・相殺・混同
2	357	4-15-8 4 行目	…ができる。	…ができる(442 条 2 項)。
4	359	5-6 行目	③B は債権者 A に自分の支払が無効になったので、それを返還することを請求できることになる。	③B は債権者 A に対して、支払った金額を不当利得として返還請求できることになる。
2	360	4-16-1 6 行目	…と債務者が複数登場する	…が複数の債務者として登場する
1	366	4-19-19 2 行目	保証人が主債務者に…	保証人に主債務者に対する
2	377	4-17-10 2 行目	買主に契約取消権が	買主に詐欺を理由とする売買契約の取消権が
2	377	4-17-11 4 行目	478 条の…	譲渡人に対する弁済への 478 条の…
2	379	4-17-17 5 行目	先に譲渡通知をして	譲渡人が先に譲渡通知をして
2	398	5-1-6 下から 2 行目	または、	削除
2	406	7-8 行目	第三者は…という。	第三者のためにする契約には二重の原因関係があり、要約者と諾約者との間を補償関係、要約者と第三者との間を対価関係という。
3	415	5 行目	提供により同時履行の…	履行の提供により同時履行の…
3	442	5-8-55 2 行目	諾成・不要式	有償・双務・諾成・不要式
3	451	5-10-10 3 行目	定期借家制度	定期借家(定期建物賃貸借)制度
3	471	5-12-17 5-6 行目	無効となる。	無効となりまたは合意しなかったものとみなされる。

3	479	5-13-11 8行目	代位弁済による債務を免責の請求を認めたため、	BのAに対する債権は、BのCに対する債務を代位弁済するよう請求する権利であるため、
3	487	5-14-12 6-7行目	いわば、寄託者の給付受領義務違反につき、受寄者に解除を認めているものである。	受寄者としては、いつ寄託をされるのかわからない不安定な状態になり、そのような状態から解放される利益を保護する趣旨によるものと思われる。
1	538	6-5-18 見出し	目的の不到達	目的不到達
3	570	6-11-16 2-3行目	死者自体の…成立が	死亡による…成立また相続が
3	571	1-2行目	…相当な範囲で損害賠償の請求ができるものと考えている	…相当な範囲内での損害賠償を認めている
1	593	6-18-16 最終行	不明である。	不明であった。
1	598	6-22-4 4行目	求償を認める	共同行為者間の求償を認める
1	600	6-22-9 3行目	しかし、	削除
3	628	7-3-34 4行目	裁判の許可	家庭裁判所の許可
3	671	1-4行目	相続後に子馬乙を…ABの共有のままとなる。	相続開始後から遺産分割までの間に子馬乙を生んだ場合、…、甲馬をA所有とする遺産分割がなされても、その遡及効の擬制は乙馬には及ばず、AB共有のままとなる。